

都城市公共施設等総合管理計画
個別施設計画

(12) 駐車・駐輪施設

121_駐車場

令和3年1月

目次

1	個別施設計画策定の趣旨及び概要	1
	（1）策定の趣旨	1
	（2）概要	1
	（3）計画期間	1
2	施設の現況と課題	2
	（1）施設の役割	2
	（2）施設の一覧	2
	① 施設の現況一覧（2020（令和2）年3月末現在）	2
	② 施設の配置状況	2
	（3）施設の管理等	3
	（4）施設の課題	3
3	施設整備方針	3
	（1）今後の施設整備の考え方	3
	（2）個別施設方針	3

1 個別施設計画策定の趣旨及び概要

(1) 策定の趣旨

国においては、2013（平成25）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが期待される中、本市においては、平成29年3月、地方公共団体のインフラ長寿命化計画（行動計画）である「都城市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」）」を策定しました。

今後、総合管理計画等に基づき、駐車・駐輪施設について施設の状況等を分析し、自動車等を利用する市民の利便を図り、地域経済の振興に資するため、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定するものです。

なお、本計画は、総合管理計画における施設類型及び個別施設ごとの適正化計画として位置付けます。

(2) 概要

本計画は、「総合管理計画第3章3-2-3類型別方針(12) 駐車・駐輪施設」の方向性に沿いつつ、個別施設の整備に関して今後具体的に推進するための計画を示すものです。

(3) 計画期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度※までの5年間を第1期とします。

なお、社会情勢の変化、財政状況等を踏まえ、5年ごとに計画の改訂を行います。また、見直しの必要が生じた際は、適宜見直しを行います。

※維持更新費用は、総合管理計画の計画期間に合わせ2017（平成29）年度から2046（令和28）年度までの30年間とします。

2 施設の現況と課題

(1) 施設の役割

駐車・駐輪施設は、道路交通の円滑化を図り、公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与する施設です。特に下記の2施設は、中心市街地中核施設の来館者、又は来場する者の利用に供することが多く、中心市街地の賑わい空間を創出することに寄与しています。

(2) 施設の一覧

① 施設の現況一覧（2020（令和2）年3月末現在）

駐車・駐輪施設数は、2施設で床面積は合計で15,678㎡となっています。

	施設名称	所在地	建築年度	構造	敷地面積	床面積
①	中央地区立体自動車駐車場	都城市蔵原町 11-20	平成17年度	鉄骨コンクリート	4,461㎡	9,772㎡
②	中心市街地中核施設附帯駐車場	都城市中町 15-16	平成14年度	鉄骨造	1,678㎡	5,906㎡
総計						15,678㎡

② 施設の配置状況

都城市内の駐車・駐輪施設の配置状況は次の位置図のとおりです。



(3) 施設の管理等

事故等の重大な問題発生回避、修繕や更新等の必要性の判断のために、劣化調査のほか、職員による自主点検を定期的を実施します。自主点検は、建物の日常的な自主点検や定期点検の内容などを取りまとめた「都城市公共建築物保全ガイドブック」により施設所管課において実施します。

(4) 施設の課題

中央地区立体自動車駐車場は隣接する大型商業施設の相次ぐ閉店の影響を受け、平成22年度後半から一般利用台数が大幅に減少しました。

中心市街地中核施設附帯駐車場は、駐車枠が狭い、照明が暗いなどの意見が出されていました。

3 施設整備方針

(1) 今後の施設整備の考え方

行政サービスの効率的・効果的な提供、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案しながら、計画的な修繕・改修を行い、多様な人々が利用しやすい環境を提供します。

耐用年数到来時に、集約化・複合化・譲渡・廃止の可能性や立地適正化計画などと整合性を取りながら、人口推計に対応した適正な面積について、検討を開始します。

ただし、耐用年数到来前であっても、老朽化等により建替えの時期を迎える場合、又、施設の利用状況や周辺環境・社会情勢の変化が生じた場合等に方針の検討を開始します。

(2) 個別施設方針

NO	施設名称	今後の方針（2021（R3）～2025（R7））	H29～R28 維持更新費用 （単位：百万円）
①	中央地区立体 自動車駐車場	中核施設を利用する市民への行政サービスを提供する上で駐車場としての機能の中心的役割を担っているため、現状維持とする。	(1,476)
②	中心市街地中核 施設附帯駐車場	中核施設を利用する市民への行政サービスを提供する上で駐車場としての機能の中心的役割を担っているため、現状維持とする。	(195)

※今後の方針欄で「現状維持」としている施設は、計画期間内であっても、周辺環境・社会情勢の変化が生じた場合等に、方針転換をすることがあります。

※維持更新費用について

- ① 各施設の施設類型や延床面積、階数に応じて、部位・部材及びその数量を推定した単価により、修繕、大規模改修、建替えの周期を順に 15 年、30 年、60 年として推計している。また、設計委託費、外溝工事費、用地補償費、解体費等は含まない。ただし、床面積が 100 m²未満の建物については、修繕及び大規模改修を行わず、建替えのみで推計している。
- ② 維持更新費用の括弧書き部分は、具体的な計画段階ではないため、現在の建物面積と同面積で建替えるものとして推計している。